

第四十回 参議院商工委員会議録 第三十号

昭和三十七年五月七日(月曜日)
午後一時十一分開会

委員の異動

本日委員伊藤頤道君辞任につき、その
補欠として吉田法晴君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
劍木 亨弘君
中田 吉雄君

委員 上原 大泉 川上 小林 吉武
近藤 繁夫君 加藤 正人君
信一君 首藤 新八君
政府委員 大堀 弘君
中小企業庁長官 事務局側
常任委員 小田橋貞寿君

○商店街振興組合法案(衆議院提出)
○継続調査要求に関する件
○商店街振興組合法案(衆議院提出)

本日の会議に付した案件

○委員長(武藤常介君) これより商工
委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について報告い

たします。委員の異動について報告い

さる四日、曾祢益君が辞任され、そ
の補欠として向井長年君が委員に選任
されました。また、本日、伊藤頤道君
が辞任され、その補欠として吉田法晴
君が選任されました。

○委員長(武藤常介君) それでは、ま
ず、商店街振興組合法案を議題とし、
質疑を行ないます。質疑のある方は順
次発言を願います。

○近藤信一君 私は、ただいま議題とな
っております商店街振興組合法案
について、まず、法案の内容の質疑に
入る前に、二、三の点について提案者
にお尋ねをしたいと思うのであります。

それは提案者も御承知のように、商
店街の諸君が、この振興法案が一日も
早く成立することを非常に期待してお
られることは、これは事実でございま
して、私どももこの法案に對しては賛成
をするものでござりまするが、ただし
この商店街振興組合法が、衆議院段階
におきましてわざかの時間でこれが成
立したということが新聞にも報道され
ておりますし、特に議員立法がそうし
れた中小企業のいろいろな法律案とい
うものがなかなか委員会で通らないの
に、これがわざか三十分でまかり通つ

た、こういうことで批判をしておるわ
けであります。こういうことは、私は、
従来もしばしばあつたことでございま
すが、特に国会の終末に議員立法が
簡単に通るということは、はたして議
会政治の今日建前からいって、そういう
ことは、私は議員としても当然の権利
ではございませんけれども、もう少し慎
重にやるべきでなからうかと、こういう
ふうに考へるわけでござります。こう
いう点について提案者の御見解をお尋
ねいたしたいのであります。

○衆議院議員(首藤新八君) 近藤委員
の御意見ことにごもつともあります
が、政府案と議員提案とを問はず、
法案はできるだけ慎重に取り扱うべき
だと思うのであります。ところが、本
法案は三月に提案されたものであります
して、しかも社会党からも大体同種類
の提案がされております。したがつ
て、社会党と自民党の間におきまし
て、この内容につきましてしばしば実
は検討いたしましたのであります。よって
外部の第三者から考へますと、いとも
簡単に通過したという印象を与えてお
るかもしれませんけれども、実際は相
ましめたゆえんのものは、御承知のとお
り、今日まで行なわれております中
小企業対策の組合法はほとんどが業種
別の実は団体であります。いわゆる総
合の組織であります。したがつて、商店
街はこれとは逆に横のあらゆる営業の
集団をしておる場所であります。した
がつて、総のいわゆる業種別の組合
を、これ適用いたしますのにかなり
無理がありますと同時に、もう一
論採決の前におきます審議もわざか
に済んだということが、本当に考へ方

は、以上申し上げたような経過によっ
たのであります。あわせて御了承願
いたいと思います。

○近藤信一君 いま一点は、商店街組
合から私どもも陳情を受けまして、こ
の組合の成立については私ども重要な
ことと思つております。
そこで、お尋ねしたいことは、商店
街を含めて今いろいろと中小企業の法
律案というものがたくさん成立してお
るわけなんです。それらの中小企業立法
でこの商店街振興というものが十分で
ないという点から、この法律案という
ものが提案されたものと私は思うので
す。そこで、どういう点が基本的にこ
れを出さなければならなかつたという
理由、この点を一点お尋ねいたし
ます。

○衆議院議員(首藤新八君) ももつと
もありまして、本案を特に固体法、
あるいは今日まであります協同組合
法等によらずして、特別に立法いたし
ましたゆえんのものは、御承知のとお
り、今日まで行なわれております中
小企業対策の組合法はほとんどが業種
別の実は団体であります。いわゆる総
合の組織であります。したがつて、商店
街はこれとは逆に横のあらゆる営業の
集団をしておる場所であります。した
がつて、総のいわゆる業種別の組合
を、これ適用いたしますのにかなり
無理がありますと同時に、もう一
論採決の前におきます審議もわざか
に済んだということが、本当に考へ方

は、立つておりますから、従来の協同組
合法、あるいはその他の法の内容は、
いわゆる業者でなければならぬという
ことが必須条件であります。今回は
定款のきめるところによりますと、
必ずしも業者でなくてもいい、この商
店街に居住しております、極端に申
し上げますれば全く何もしていない無
職の方、これも入つてもよろしい、あ
るいは銀行、保険会社等もこれも入つ
てよろしい、要是その商店街の区域に
居住しております者が全部これに加
入いたしていく、そして商店街そのも
のの環境の整備と向上をやるという意
図が二つでき上がるわけであります
で、そこでこういうふうな別個の立法
をいたした、こういうことであります
ので、これもあわせてひとつ御了解願
いたいと思うのであります。

○近藤信一君 最後にもう一点お尋ね
いたしますが、商店街で御商売をして
おられる方々は、資本的にもまた非常
に零細の人が多いと私どもは思つてお
ります。そういう点で、私どもはやはりこ
の商店街の方々を育成するといふの
で、これもあわせてひとつ御了解願
いたいと思うのであります。

○近藤信一君 最後にもう一点お尋ね
いたしますが、商店街で御商売をして
おられる方々は、資本的にもまた非常
に零細の人が多いと私どもは思つてお
ります。そういう点で、私どもはやはりこ
の商店街の方々を育成するといふの
で、この点は御了承願いたいと思
うのであります。したがいまして、討
論採決の前におきます審議もわざか
に済んだということが、本当に考へ方

全体がそうであるとは私は言いません。そういう点で、そういうことにに対する何かの規制というふうなことはお考えになつておりますか。

○衆議院議員（首藤新八君）　ボスのオホ
スによりけりでありますて、いわゆる
悪質のボスと、ほんとうに指導者とし
ての適格性を持つておるボスと、二通

いろいろと今日まで私ども本委員会에서도審議をしてきたのです。ところが、商店街の特別立法というふうなものは何ら今まで聞いたこともないのですが、政府はこういう点について、商店街振興についてのお考えを今まで持つておられたのか、いなかつたのか、この点お尋ねいたします。

じておりますのでござりますが、先般当委員会において御可決いただきました団体法案の改正の際にも、実は当初団体法案の中に商店街組合の名称を

入れて、あの行き方でやるといふ案で
考えておりましたのですが、商店街の
重要性にかんがみまして、やはり別個
の特別法規を必要とするのじゃない

か、そういう見地でわれわれとしても並行して検討して参ったわけでござります。先ほど首藤先生からお話をございましたかと思いますが、従来の組合

のほかに、制度のはかに、一種の町作りのような観念を入れて新しい立法がされておるわけでございまして、私どもとしてもそういった考え方で関係各

省と検討して参ったわけでございま
すが、政府としては実は具体的な点に
ついて結論をまだ得られなかつたわけ
であります、が、今国会に政府提案とし

てお願いするという誤取りに参らなかつたわけであります。しかし今回出ました法案が大へんりっぱな法案でありますので、われわれも本法案が成立

○近藤信一君 今御答弁では、検討はいたしますれば、御趣旨を体して施行に遺憾なきを期して参りたいと思います。

してきました、ただし中小企業団体組織法の改正案が今度の国会で提案された、検討はしてきたけれども、この法案が独立した単独立法としては提案するまでにならなかつた。私に言わせれば、政府は熱意がない。そういうところから各党が一齊に出した、こういうふうに私は考へるのです。そうすると、政府はただ団体組織法だけの改正で、この商店街振興ができるというふうにお考えになつて、検討はしてきたけれども、今度の国会には間に合わなかつたという御答弁でございましたが、そういうふうに私は解釈していいのですか、政府は熱意がなかつた、ほんとうにやる気があれば出たと……。

○政府委員(大堀弘君) 私ども決して熱意がないわけではございません。鏡意検討して参つたのでございますが、予算関係等の事項について、なかなか政府部内で案を作ります運びまで參りませんでしたことは、はなはだ遺憾に存じておる次第でございます。決して熱意がないわけでもなし、また現在の団体法の改正で、あの範囲内におきましては、商店街の商工組合という形でできないことはないでございますけれども、やはり新しい町作りという構想を入れました案としてまとめるまでの取り組みができなかつたことは、はなはだ残念に存じておる次第であります。

も加えてきた、こういう今の御答弁でございましたから、将来もっとよりよい法律案というものを政府から出すお考えがあるかどうか。この商店街振興法案を政府が単独で出すあれがなければ、これをさらにいいものに修正されるというふうなお考えでも持っておられるかどうか、この点を最後にお伺いして、あと法律案の内容についてはまたあとから御質問いたします。

○政府委員(大堀弘君) 現在のところは、私どもも検討中でござりますけれども、本法案が非常によくできておりますので、ただいま直ちにこれをどうするかという考え方はございませんですが、本法案が成立しました上は、施行の段階を通じて、なお改善を要する点がございますれば、われわれとしてはいたしたいと、かように考えております。

○中田吉雄君 近藤議員が質問されましたので、簡単に尋ねたいと思うのですが、現在商店街組合は任意団体としても、あるいは中小企業等協同組合法による協同組合組織でもできますし、さらに今回通りました――たしか通ったと思うのですが、中小企業団体の組織に関する法律の改正によつてもできるのですが、さきに首藤議員から御説明のあった、種類の違った、環境の整備という二点だけで、この単独立法を必要としたのでしょうか、その点ひとつ首藤議員からお伺いしたい。

○衆議院議員(首藤新八君) お説のよう

うに、協同組合あるいはまた任意団体が全国の商店街に相当組織化されております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、いずれもがいわゆる

おいては業種別の縦の組合がこれに入るということが条件になっております。任意団体のほうは商店街の方が全部入れますけれども、あくまでもそれは任意団体でございますから、法的な面がござりますので、したがって任意団体を組織いたしましても加入者が非常に少ないと、この執行が非常に弱い面がござりますので、運営がとがく円滑に運んでいないいうらみがあつたのでござります。この際、この欠陥を補いまするために、少なくとも何らかの業をしている者はもちろん全員入ってもらうと同時に、業に関係ない方もこれに入つてもらつて、一面においては業者の振興をはかり、一面においては商店街全般の発展向上をしていこう、特に御承知のとおり、現在の経済界で一番おくれておりますのが商店街と申し上げても過言でないと思いまます。いわゆる近代化が一番おくれておるのでありますので、この際、この近代化を積極的に推進する必要ありということも相当大きなウエートになります。この両方の目的を達成いたしたい、かような考え方が一番目的になつておるわけでございます。

○中田吉雄君 この商店街振興組合法による商店街振興組合を設立する場合、これが通れば今度中小企業団体組織法の商店街組合に関する事項は削除するのですか、そのまま残しておくのか、あるいは修正する考え方があるか、その点長官のほうから伺います。

○政府委員(大堀弘君) 団体法改正案が政府提案せられました後に、本振興組合法案が議員提案になりましたが、商店街商工組合の規定は一応団体法の中

に残っておられますので、体系いたしましては、抜本的に法律規定の整理が完全にできておりませんと考えるわけでありまして、この点につきましては、将来重複しております規定についてさらに改善の方法について検討いたしたいと思います。

○中田吉雄君　そうしますと、「一つあればどちらでもやれるということになると、いろいろ支障もあると思うのですが、そういう支障はないかどうか、将来検討するとすれば、どちらか削除するということですか。

○政府委員(大堀弘君)　商店街組合につきまして特別の立法ができましたまでは、おそらくこのほうを多くの方々が利用されることになるかと思いますが、その重複の点につきましては、将来あるいは削除するか、そいつた点について検討いたしたいと考えます。

○中田吉雄君　この同業組合でない、業種の違ったものも対象にして、環境整備するというのは、なかなかこれは一つの重要なねらいだと思うのですが、それにはこの第十三条の商店街振興組合の行なう事業という内容是非常に重要だと思うのです。しかし、これをやるには商店街振興組合に対する助成措置として「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、補助金を交付する」と、こういうふうになつてているのですが、私にの三条を一々拝見しまして、たとえ保管というようなこと、これは商店街の施設はない、駅の近くにある日通の倉庫に保管を頼むより、はるかにいいと思うのです。業種の違ったものが

やつたり、その近くのもの
したり、非常にこれは便利
うのです。そういう業種の
が建てているものも私は知
が、非常にこれは妙味があ
です。しかし十四条を見ま
ようになると、倉庫という
なかこれは規格があつて
の資金の借り入れを受ける
どな施設がないといかねと
りますと、相当倉荷証券が
荷証券が出来るようにとい
うが、その点いかがですか。
○衆議院議員(首藤新八君)
の保管といふ最終の目的は
うに、やはり倉荷証券が発
いうところまで持つてていき
ふうに考えておりますが、し
ではやはり相当の段階を
と思いますから、とりあえず
庫を組合で借りるなり、あ
他の方法によりまして業者
かる、しかも低賃金で預か
の利益を与えるというよう
いのではないか。それでこ
の経験からだんだん上手に
て、最後には倉庫証券の發
りつばな倉庫を持つよう
考えております。こういう
立つておるのであります。
○中田吉雄君 私はそうい
ればけつこうですが、証
券は発券できぬでも、近
業種の違ったものでも、倉庫
うだと思うのです。それか
項の四号にはこういうこと

この法律だけが保管すると思うの、御説のように行えると、行までできたいというかしら。必要とするのは適當の倅るいはそのものを預め、そしてこんな方法がいいをやったれを。なりまし。うのができても、倉荷接している。手持つておにしたいと考え方に常に行けっこだと思ふのだと、十三条一から十三条一が入るので、違つたものと思います。ただ、発券できるものはなかなか相当な長期とか、よほ思ひます。

しょうか。私、最近若干の中小企業の人々に接觸してみても、そこに使われる人が、その商店に住み込むといふは、とにかく家族の人が監視するというわけではないのですが、もう住み込みということで、給料が少し高くても、ごちそうがあつても、なかなか店員として来ないのです。ですから将来どうしても中小企業がこの雇用者を確保するためには、共同の宿舎というものがなしには、これはもうほとんど私はできないと思うのですが、この四の中にはそういうものも入っているのです。
○衆議院議員(首藤新八君) 全くお説のとおりでありますて、現在この従業員に対する施設の不完全なものは、小売商段階が一番ひどいと思われる所以あります。最近相当まあ自覺をいたしまして、共同宿舎とかあるいはまた単独の宿舎を備えておるものもありますけれども、まだまだ初步の状態にありますて、全般的にこれは普及するには容易でないと思うのであります。したがつてこの際、組合が指導的な立場をとりまして、すみやかにそういう宿舎の完備を推進するということがこの際最も必要だ、こういう考え方を立ておるのでありますて、この条項は御説のようなそういう面を取り入れた、目的とした条文であります。

○中田吉雄君 私は優秀な定員を確保するには、勤務場所と宿舎を別にしなくては、もうとにかくそこに一日中おられるのはうとうしくてしょうがない朝の九時から晩の五時なら五時とでなくては、近代的な雇用制度は確立せぬと思うのですがね。

それから第八ですがね、この駐車場

なんです。これは、私馬鹿取県ですが、もうはとんどの小売店が今自動車を持つてゐるのです。乗用車あるいはライトバンの車を持って駐車場に非常に困っている。こういうのは、業種は違つても、近くにあれば、これはもう当然、最も緊急を要する私は共同施設だと思うのです。これ、たいへんけつところによると——これまでの中小企業は業所のやられておることは、大体は問題点は指摘して予算が少しづついています。ほんとうに中小企業を振興するにはいろんな手が打たれる。もとと画期的な施設があるかどうかだということですが、この点、首藤議員と大堀長官の御所見を見て、私は大体問題点はもうあげてあるのだから、ただちよぼらぼらと……集中的に持続的にやはり手を打たぬと、この法律が生きぬと思うが、それに対する御所見を伺つて、私の質問をやめたいと思います。

るから、組合に取りべきだといふべきです。そこで政府今日までも甚干の補助がなされあります。それでこれを運営するためには、まず何よりも基本法を三當にて、同時に、中小企業きであるとして、政府も、協力を求めておる、商工委員会と省関係ある、員会に招致して、政府の補助金が付いたい、かよろこびます。今後御意見に予定をいたしまして、お聞きします。

共同宿舎であるとか、駐車場であるとか、共同倉庫であるとか、いろいろ共問題については、単に、この補助金も必要であります、あるいは金融措置とか、あるいは税法上の措置とか、こういふものも将来は考えてやらなければならぬと思います。こういう点について——これは質問じゃありません。政府のほうにおかれましても、ぜひ強力にこの立法の趣旨に沿うように、ぜひひとつ御努力願いたいと思いますが、この点につきまして御意見をちょつと……。

合法案は非常に私どもだけこうだと思
います。こういう法律ができましたな
らば、十分ひとつ効果があるようだ
格別やつてもらいたい。それで通産省に
ちょっと一言お尋ねしたいのは、ど
うも、中小工業という面についてはお
らゆる面から從来施策もあるようだ
うんだが、比較的商業についての施
策というものが割合に配慮が少なかつ
たんじやないかと思う節がある。私は通
産省としてもやっぱり商業方面の小売
商業、小売店、そういうものの整備改
善ということに一そこのひとつ注意を
払つてもらうということが大事じゃな
いか。そういう点からいっても、この商
店街の振興法ができるのはいいと想
うのですが、今後は特にひとつ、工業
は言うに及ばず、商業方面にさらに力
を入れていただき。ついてはたとえば
この商店街ができれば、さっそくたと
えばアーケードというようなものを作
られるときには、必要であると認めら
れるならば、補助金を出すとか、今お
話のあった共同の倉庫あるいは環境整
備あるいは小売商店の設備を近代化す
る、建物のきたない店に補助をやると
か、手入れ費を出すとかして、店を計
代化して、間接的にはデパートにも対
抗ができるように、またこれができる
と、一区画が完全に商店街が一つの商
店のごとく専門化するし、環境も整
備されると、思い切って、この機会に
に、ひとつ、このいい法律ができるの
だから、それについては、今鈴木さん
からお話をあったように、金融の措置
といふものはもちろんのことである
が、私も、補助金なども、思い切って
組んでもらう必要があるのじやないか
と思うのですがね。要するに、今まで

○政府委員(大庭弘君) ただいま赤間先生から御指摘ございましたように、私は少なくとも、これを機会に、でき得る限り、やらる面において振興策を講じておきたいと思います。それについて、何か、私の言うことについての感じがナリましたら、簡単に……。

赤間先生から御指摘ございましたように、私も反省してみますと、確かに商業対策の面について、工業対策に比べて不十分ではなかったかということを感じております。その意味におきましては、実は、基本法の施行その他の問題も含めて、現在スケジュールを組んで、検討をさらに進めていく準備をしております。そこで、実は、基本法の施行その他の問題に掘り下げて、対策の面の充実を期して参りたいという考え方でございます。

○川上義治君 私は、衆議院で修正されました点について、二点、急のためお聞きしてみたいと思います。

第一点は、これは第九条の問題ですが、この商店街振興組合を作ります場合に、最初の案としましては、一般の小売商業だけではなくて、商業全般について商店街組合ができると、こうしたことになっておりまして、この第九条の、「二分の一以上が小売商業」と、こういうような文句ではなくて、たしか三分の二以上が商業と、こういうことになっていたと思うのですが、そななりますと、八条によりますと、もちろん、卸業者のほうも商店街の組合に参加し得るのでございます。

けれども、第九条の修正によりますと、
て、卸売業者の密集している地帶、一部
分が卸売業者の地帶については、そ
れは商店街組合はできないということ
になるわけですが、たとえば東京で、
えび横山町、ほとんどこれは卸売業
だけだと思います。ところが、この地
山町においては、いろいろな共同的
事業をやりたい。たとえば共同駐車場
の問題も、あそこは非常に問題にな
っていると思うのですが、私はむしろ小
商業だけではなくて、広く一般商業
について、この法律の恩典には満
ないということになってくるのいや
いかと思うのですが私はむしろ小
商業だけではなくて、広く一般商業
しておいたほうがいいのじゃないか、
こういうふうに考えますが、どうい
わけで、この点を小売商業というふ
に修正されたのか、その点をひとつ、
お伺いしたいと思います。

そうして、そういうことになります
といふと、結局問屋の商店街といふ
のについては、協同組合でいくよりは
かないということになつていくと思
います。そうしますといふと、協同組合
に対する政府の助成と、この商店街組
合に対する助成、これは相当違
てくるのかどうか。違つてくるといふ
ようなことになりますと、先ほ
ど申し上げましたように、問屋が非常
に密集している地帯については、この
法律によつたほうがベースだといふ
ことになってくるわけですが、その点は
どういうふうにお考えになりますか。
これが第一点。

それから第二点は、これは念のため
特に聞いておきますが、第十三条の
事業のところで、第七の「組合員の從
業員の集団的雇入れ及びその従業員の

易は假音アコススル。此の如きは、元の歌詞を讀むに當り、必ずしも「アコススル」の如きを讀むべきではない。

の施設の問題で、今日やはり産業が若干上向いてるという関係で、大かたの人たちが、就職希望者は大きいところをねらうわけであります。せっかく連れて来たところが、今度その友だちからスカウトされて、よそへ変わってしまふ。こういうケースが幾つもあるわけなんですね。そこで、どうしても店員の雇い入れということは、非常に私は困難になるのじゃないか、この法律が通れば、やはり運用上の責任というものは、これは政府が持つわけなんで、そういう点で、これは政府からも御答弁願いたいのですが、一体この法律が通ったならば、こういう点について、どういうふうな御指導をなさっていかれるお考えであるか、これがまず第一点。

それから十三条の二項の中に、「商店街振興組合は、前項第四号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額を三十万円をこえるものと定めはならない。」、こう三十万円と規定してありますが、今御承知のようないふことを私は考へるのですが、この三十五万円と最高をきめられた根拠といふものは、一体どこにあるのか。それからもう一つは、出資の点でござりますが、二十条に「組合員又は会員は、出資一口以上を有しなければならない。」二項のところにもつていて、「出資一口の金額は、均一でなければならぬ」と、こういふにあるのです。

で、これは首藤さんも御承知のように、商店街に加盟する組合員には、段階や段層はたくさんあると思うのですね、ほんとうにその日その日を生活しなければならぬという小売商もあるし、まあ比較的裕福に暮らしているところの小売商もあるわけです。これを均一にされた根拠といふものは一体どこにあるか。こうしたことによつて脱落していくといふことも生まれてくるのじゃないか、これがまず第一点。

まだたくさんございますけれども、ちょっと下から呼ばれておりますの

で、この点だけ御質問して、私の質問を終わります。

○衆議院議員(首藤新八君) 第一点の集団雇用の問題であります、御承知のとおり現在の雇用難の場合、特に小売商が個々の店で新規採用と言つたつて、なかなかそれは困難であります。組合が中に入つて集団雇用すれば簡単であるということで、これを特に書いたわけであります。そこで、先ほどお話をありましたように、いわゆる名前の大きい会社に魅了されて、なかなかそれが困難であります。組合員は皆同等の資格でありますから、したがつて、出資もやはり一口の金額は、最低でありますと金額であることが原則でなければ、かえつてそういう面から、またトラブルを起こすおそれがありますから均一に定めた次第であります。したがつて、財政的に余裕のある方は二口でも三口でも、それは本人の希望によりまして幾ら持つても、それはいいことになつておりますので、少なくとも組合員であるとするならば、最低の出資だけは平たくありません。したがつて、それを防止するといふことも組合の一つの大要を生じて、機会があればそういう方面に移動するという例もまた決して少くありません。したがつて、それを、宿舎の完備であるとか、あるいは、その他慰安の設備であるとか、いわゆる福祉面において強力な施設を完備すべきな事業であります。それがために必要なことが、それがためにあります。そうして、必ずしも大企業へ行かなくても、不愉快なあれは

ないという環境を作り上げるということが、一つの大きな事業でなければならぬと実は考えておるのであります。第二点の三十万円の限度であります。これが、御承知のとおり火災共済組合がありまして、それはやはり中小業者を対象とした共済事業であります。限度は百五十万円、事情のあるときには、これは二百万でも許されておりますが、大体少額の保険であります。したがつて、この法案で規制してあります。それがありますので、そういう面を特と、この火災共済と競合することになります、非常にトラブルを起こすおそれがありますので、そういう面を特に考慮いたしまして、そしてまあこういう金額に押えたということになります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

○委員長(武藤常介君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(武藤常介君) 本院全部を問題に供します。本案に賛成の方は举手を願います。

○委員長(武藤常介君) 総員举手と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

さきに議長の承認を得て調査を行

なつて參りました産業貿易及び経済計画等に関する調査を今国会閉会後も繼續して行なうこととし、本院規則第五十三条により議長に繼續調査要求書を題につきましては、やはり人の問題でござりますので、私どもいたしましては、人が集まるべくして集まり、とどまると実は考えておるのであります。が、御異議ございませんか。

○委員長(武藤常介君) 御異議ないと認めます。よつてさように決定いたしました。

なお、要求書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任を願いたいと存じます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(武藤常介君) 速記をつけてお述べを願います。

○委員長(武藤常介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

昭和三十七年五月十九日印刷

昭和三十七年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局